

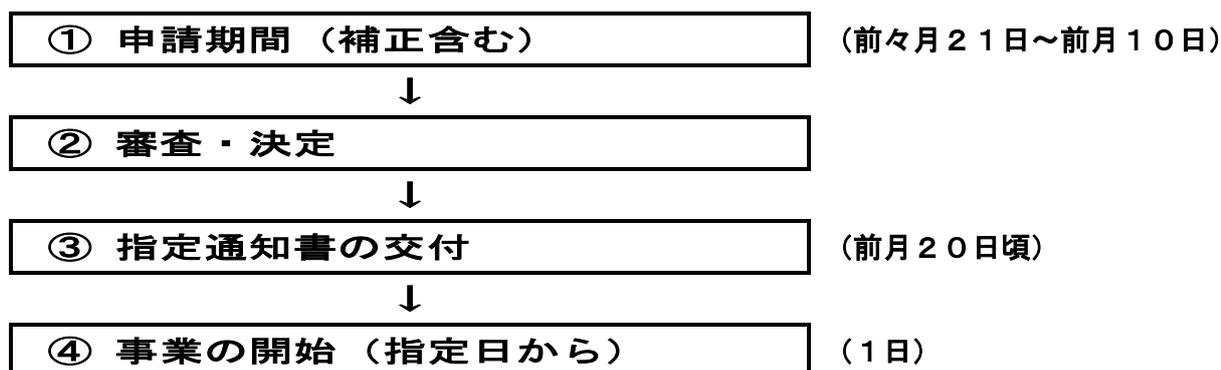
第1号訪問事業 (訪問介護相当サービス・訪問型サービスA-1) の新規指定申請について

島本町 健康福祉部 高齢介護課 (電話：075-962-2864)

介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業者の指定を受けるには、次の手続き等により、介護保険法に基づく指定申請を行っていただく必要があります。

申請を行う前によくお読みいただき、必要書類等をご確認ください。

1 申請から指定までの流れ



① 申請期間 (補正含む)

- 原則、毎月10日までに受理した申請について、翌月1日付けで指定を行います。
- 書類に不備がある場合は、**申請期間内に補正**し、再度の提出をお願いしていますので、申請は余裕をもって行うようにしてください。
- 受付時間は、平日の午前9時～午後5時30分とします。(祝日及び12月29日～1月3日を除く)
- 指定申請にあたっては、人員の確保、設備の設置、備品等の配置を完了させておいてください。
- 訪問介護相当サービスを開始する場合は、老人福祉法の適用を受けることになるため、老人福祉法に基づく居宅生活支援事業等の届出が必要となります。
- 老人福祉法に基づく届出の届出先も、高齢介護課となります。

② 審査・決定

- 提出書類等の審査の結果、要件を満たすものについては、島本町から指定通知書を交付します。なお、審査過程で書類の補正等の必要がある場合には、連絡しますので、その際は書類等の再提出をお願いします。補正が完了しないと指定されません。また、補正書類の提出が遅れると、指定日が翌月になることがありますので、予めご了承ください。

③ 指定通知書の交付

- 審査終了後、指定事業者として決定し、指定通知書を交付します。

④ 事業の開始（指定日から）

- 指定事業者として指定を受けたら、指定日（毎月1日）から事業を開始することができます。

2 指定申請にあたっての注意事項

(1) 指定を受けるための要件

① 法人であり、定款の目的欄に当該事業に関する記載があること

ア 株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合

（定款の目的欄の記載例）

- ・介護保険法に基づく第1号訪問事業
- ・介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 など

※上記に相当する記載がない場合は、事前に定款及び登記の変更手続きを完了させておいてください。

イ 医療法人、社会福祉法人等の所轄・監督官庁のある法人（特定非営利活動法人を除く）の場合

定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず所轄・監督官庁に相談の上、指定申請期間内に手続きを完了させてください。なお、登記の変更手続きについても併せて手続きを完了させてください。

② 指定を受けるための基準を満たしていること

第1号訪問事業を行うに当たっては、次に定める基準を満たしていることが必要です。詳細については、「3 第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び各規則をご覧ください。

ア 訪問介護相当サービスの場合

「島本町訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」

イ 訪問型サービスA-1の場合

「島本町訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」

ウ 訪問介護サービス、介護予防訪問介護サービスと第1号訪問事業を一体的に実施する場合

訪問介護サービス、介護予防訪問介護サービスと第1号訪問事業は、同一の事業所で一体的に実施することができます。この場合、訪問介護サービスの人員、設備及び運営に関する基準を満たしていれば、第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たしたものとみなします。

③ サービスの名称について

大阪府内で指定を受ける場合には、類似名称使用の混乱を避けるため、居宅サービス事業又は地域密着型サービス事業と対をなす第1号事業では、同一の名称に統一して申請・運営してください。

(2) 指定の有効期間

第1号訪問事業者の指定の有効期間は6年間となります。引き続き事業を実施する場合は、6年ごとに更新の申請が必要です。

(3) 指定申請に必要な手数料

指定申請に係る手数料は、無料とします。

3 第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準

種別	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA-1
人員	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理者：常勤・専従1以上（※1） ◆訪問介護員等：常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ◆サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（※2） 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ◆管理者：専従1以上（※1） ◆従事者：必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者又は一定の研修（※2）受講者】 ◆訪問事業責任者：従事者のうち必要数 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 町主催の養成研修
設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ◆必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ◆必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆個別サービス計画の作成 ◆運営規程等の説明・同意 ◆提供拒否の禁止 ◆訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ◆秘密保持等 ◆事故発生時の対応 ◆廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要に応じ、個別サービス計画の作成 ◆従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ◆従事者又は従事者であった者の秘密保持 ◆事故発生時の対応 ◆廃止・休止の届出と便宜の提供 ◆記録の作成と保存義務

4 指定申請に必要な書類等と作成方法

(1) 申請書類作成にあたっての留意事項

① 使用する印鑑は、法務局に登録されている法人の代表者印を使用してください。

- ② 申請書類の大きさは、特段に定めがない限り、A4サイズ（日本工業規格A列4番）としてください。

(2) 申請に必要な書類と説明

- ① 島本町介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）指定申請書（様式第1号）
 ② 【訪問介護相当サービス・訪問型サービスA-1】の指定に係る記載事項（付表1）
 ③ 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	様式等	説明
<input type="checkbox"/>	法人登記事項証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・今回申請される事業を実施する旨の記載があることが必要です。 ・発行日から3か月以内のものを添付してください。
<input type="checkbox"/>	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数（4週間分）を記載してください。 ・職種は、管理者、サービス提供責任者、訪問事業責任者、訪問介護員、従事者、その他（事務員等）に区分して記載してください。 ・訪問介護相当サービスに係る人員の常勤換算に当たっては、管理者・その他（事務員等）を除き、訪問介護員等（サービス提供責任者を含む。）の勤務延時間数により換算してください。
<input type="checkbox"/>	従業者の資格を証明するものの写し	※人員基準で資格を要する従事者分のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証等の写しを「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した氏名順に並べて提出してください。 <p>(1) 訪問介護相当サービス ア サービス提供責任者 必要な資格は、以下のうちのいずれかです。</p> <p>①介護福祉士 ②看護師、准看護師 ③介護職員実務者研修修了者 ④旧訪問介護員養成研修1級課程修了者、 ⑤介護職員基礎研修修了者 ⑥介護職員初任者研修修了者（旧訪問介護員養成研修2級課程修了者含む）で、3年以上介護等の業務に従事した経験を有する者</p> <p>※⑥の場合は、実務経験3年以上を有することの証明書（参考様式2）の添付が必要です。なお、⑥の場合は報酬の減算が必要になります。</p> <p>イ 訪問介護員 必要な資格は、サービス提供責任者と同じです。</p> <p>(2) 訪問型サービスA-1 ア 訪問事業責任者 必要な資格は、(1)ア①～⑥に加えて⑦の資格が対象です。</p> <p>⑦町長が定める研修の修了者</p> <p>※訪問型サービスA-1については、⑥の場合の減算はありません。</p> <p>イ 従事者 必要な資格は、訪問事業責任者と同じです。</p>
<input type="checkbox"/>	サービス提供責任者の経歴	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・次の書類に代えることが可能です（通知「指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて」（平成20年7月29日老振発第0729002号））。 ①介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」 ②介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護に関する1級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」 ③訪問介護に関する2級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」及び「3年以上介護等の業務に従事したことがわかる書類」
<input type="checkbox"/>	事業所の平面図	参考様式2	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業に使用する箇所（事務室、相談室等）のレイアウト及び各部屋の面積がわかるように作成してください。

<input type="checkbox"/>	運営規程	※モデル運営規程を参照して作成してください	<ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を具体的に記載した運営規程を作成してください。 <ol style="list-style-type: none"> ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法 ⑦その他事業の運営に関する重要事項
<input type="checkbox"/>	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式 4	<ul style="list-style-type: none"> 以下の事項について、具体的に記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> ①利用者等からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口・担当者の設置（担当者名や連絡先） ②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 ③その他参考事項
<input type="checkbox"/>	損害賠償発生時に対応し得ることを証明する書類		<ul style="list-style-type: none"> 保険に加入している場合は、損害賠償責任保険証書の写し（手続中の場合は、申込書と領収書の写し）を添付してください。
<input type="checkbox"/>	誓約書	参考様式 5	<ul style="list-style-type: none"> 法人名等を記入し法人の代表者印を押印してください。
<input type="checkbox"/>	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧	参考様式 6-1	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護相当サービスを実施する場合に提出してください。

(3) 申請書類の提出方法

提出の際は、別紙「島本町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者【訪問介護相当サービス・訪問型サービスA-1】の指定申請に係る添付書類一覧」により漏れがないか確認し、一覧の順番に綴って提出してください。

また、提出の際には、申請者控えを1部ご用意ください。（郵送で提出の場合は、切手を貼付した返信用封筒を用意してください。）

5 老人福祉法に基づく居宅生活支援事業等の届出について

訪問介護相当サービスを開始する場合は、老人福祉法の適用を受けることになるため、老人福祉法に基づく居宅生活支援事業等の届出が必要となります。

(1) 提出書類

老人居宅生活支援事業開始届出書（様式第1号）

※事業の種類欄には「老人居宅介護等事業」（第1号訪問事業）として記入してください。

(2) 提出方法

指定申請書類と併せて、高齢介護課へ提出してください。